

鯖江市農業委員会 第 7 回 総 会 議 事 録

- 1 日 時 令和 6 年 7 月 2 9 日 (月)
午後 1 時 3 0 分 開 会
午後 2 時 4 0 分 閉 会
- 2 場 所 鯖江市役所 別館 4 階 全員協議会室
- 3 議 事
(1) 議案第 3 7 号 農地法第 3 条の許可申請審議について
(2) 議案第 3 8 号 農地法第 5 条の許可申請審議について
(3) 議案第 3 9 号 農用地利用集積計画の意見審議について
- 4 報 告 事 項
(1) 報告第 1 6 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
(2) 報告第 1 7 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
(3) 報告第 1 8 号 非農地証明の発行について
- 5 議 長 福島会長
- 6 署名委員 9 番 浅野忠憲委員 1 0 番 山岸重之委員
- 7 事 務 局 斎藤事務局長、松田事務局次長
山本書記

午後 1 時 3 0 分 開 会

事務局 | それでは開会にあたり、欠席委員の報告をします。

事務局 | (欠席委員の報告)

事務局 | つづきまして、福島会長からご挨拶をお願いいたします。
引き続き、議事進行を、よろしくお願いいたします。

福島会長 | 議 長 就 任 挨 拶

※以下議長

議長

ただいまから7月の農業委員会総会を開会いたします。本日の議題につきましては、お手元の資料のとおりです。

まず、議事録署名委員の選任をお願いしたいと思いますが、私のほうから指名してよろしいかお諮りいたします。

委員一同

異議なし

議長

では、9番 浅野 忠憲 委員、10番 山岸 重之 委員にお願いします。

議長

次に、各部会から7月部会の報告を願います。

まず始めに、農政部会の報告を、農政部会長から願います。

3番
笠嶋委員

7月の農政部会の報告をいたします。

7月22日、月曜日、部会長ほか6名が出席して、農政部会を開催しました。

協議事項としまして、議案第39号 農用地利用集積計画の意見審議について、協議しました。

協議の結果については後ほどの議案審議の際にご報告いたします。

以上、部会報告といたします。

議長

次に、農地調整部会の報告を、農地調整部会長から願います。

2番
水嶋委員

7月の農地調整部会の報告をいたします。

7月24日 水曜日、わたしほか8名の出席で、農地調整部会を開催しました。

当日は、部会に先立ち、午前9時30分から福島委員と服部委員の2名により、3条および5条関係の転用案件など約2時間にわたり現地調査を実施しました。

審議の内容については、後ほどの議案審議の際に、ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは次に議事に入ります。

まず始めに、「議案第37号 農地法第3条の許可申請審議について」上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

3条申請番号1（石生谷町）

（概要と目的）

本申請は、小作地の取得を目的に、田の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、西側は田、東側は畑、南側は農道で、北側は譲受人名義の田と接しております。

（耕作・従事要件）

譲受人は、申請地を田として利用する営農を計画しております。

3条申請番号2（杉本町）

（概要と目的）

本申請は、譲受人が農業の規模拡大を目的に、畑の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、北側は譲受人が耕作する畑、南側は畑、南西側は県道、北東側は市道と接しております。

（耕作・従事要件）

譲受人は、申請地を畑として利用する営農を計画しております。

3条申請番号3（北野町）

（概要と目的）

本申請は、譲受人が耕作地の取得を目的に、田の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、北側、東側、西側は農道、南側は宅地と接しております。

(耕作・従事要件)

譲受人は、申請地を田として利用する営農を計画しております。

3条申請番号4 (鳥羽町)

(概要と目的)

本申請は、譲受人が耕作地の取得を目的に、田の所有権を取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、北側は、用悪水路をはさんで田、東側、西側は、田、南側は農道と接しております。

(耕作・従事要件)

譲受人は、申請地を田として利用する営農を計画しております。

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

2番
水嶋委員

議案第37号 農地法第3条の許可申請審議について審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。

以上、報告します。

議長

ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

ご意見ございませんか。無いようですので「議案第37号 農地法第3条の許可申請審議について」農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

議長 賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙手

議長 全員賛成と認め、「議案第37号 農地法第3条の許可申請審議について」は原案のとおり可決決定されました。よって、許可といたします。

議長 次に、「議案第38号 農地法第5条の許可申請審議について」上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局 5条申請番号1（水落町3丁目）

（概要と目的）

本申請は、譲受人が、宅地分譲（12区画）を目的として、田の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側、西側は市道、北側、南側は宅地と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

（立地基準）

申請地は一種中高層の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

（一般基準）

隣接農地はございません。

5条申請番号2（上鯖江2丁目）

（概要と目的）

本申請は、宅地分譲5区画を目的として、畑の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、東側、南側は市道、北側、西側は宅地と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は一種低層の用途指定があるため、第3種農地と判断します。

(一般基準)

隣接農地はございません。

5条申請番号3 (石田下町)

(概要と目的)

本申請は、住宅建築を目的として、田に使用貸借権を設定するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、北側は県道、東側は宅地、西側および南側は田に接しております。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地は「宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんでいる程度に達している区域内にある農地の区域」に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるもの」であるため、第2種農地と判断します。また、代替地として、申請地以外に所有する田も検討しましたが、申請人を含めた3世代が同一敷地内に同居する意向から、本申請地以外に適地がないことから、本申請に至っております。

(一般基準)

西側、南側の隣接農地にL型擁壁するため、土砂流出はありません。

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

5条申請番号4 (下河端町)

(概要と目的)

本申請は、駐車場の設置を目的として、畑の所有権を

取得するものです。

(申請地および近隣状況)

申請地は、北側、東側は畑、西側は譲受人の畑、南側は道と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

(立地基準)

申請地のある街区について、街区の総面積のうち、宅地の割合が4割を超えるため、第3種農地と判断します。

議長

農地調整部会の意見を、農地調整部会長より願います。

2番
水嶋委員

議案第38号 農地法第5条の許可申請審議について審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。

以上、報告します。

議長

ただいま、事務局ならびに農地調整部会長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長

ご意見ございませんか。無いようですので「議案第38号 農地法第5条の許可申請審議について」は、農地調整部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

なお、番号1番は福井県農業会議の意見を聴いたうえで許可といたします。

議長

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙手

議長

全員賛成と認め、「議案第38号 農地法第5条の許

可申請審議について」は原案のとおり可決決定されました。

議長 次に、「議案第39号 農用地利用集積計画の意見審議について」上程します。事務局から提案の説明をお願いします。

事務局 (議案第39号について説明)

議長 農政部会の意見を、農政部長より願います。

3番
笠嶋委員 議案第39号 農用地利用集積計画の意見審議につきまして、協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。

議長 ただいま、事務局ならびに農政部長の説明がありました。皆さんのご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

議長 ご意見ございませんか。無いようですので「議案第39号 農用地利用集積計画の意見審議について」農政部長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。
賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙手

議長 全員賛成と認め、議案第39号 農用地利用集積計画の意見審議については原案のとおり可決決定されました。よってその旨を鯖江市長へと回答をします。

議長 次に、報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局 (報告第16～18号について説明)

議長 最後に事務局から連絡事項をお願いします。

事務局 (連絡事項)

議長 それでは、本日の日程はこれですべて終了いたしました。お疲れ様でした。

午後 2 時 4 0 分閉会